

## 第25回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議概要録

1. 開会日時 平成26年8月28日（木曜日）午後2時45分
2. 閉会日時 平成26年8月28日（木曜日）午後3時36分
3. 場 所 にしはりまクリーンセンター 管理棟 2階 研修室
4. 出席議員（13名）

1番 梅木 百樹	2番 大脇 和代
3番 今川 明	4番 松下 信一郎
5番 飯田 吉則	6番 林 克治
7番 岡前 治生	8番 岸本 義明
9番 松本 洋一	10番 橋本 正行
11番 加古原 瑞樹	12番 小林 裕和
13番 西岡 正	14番 石黒 永剛

5. 出席説明員

管理者 庵途 典章	副管理者 福元 晶三（職務代理）
副管理者 石田 哲也	副管理者 栗原 一
副管理者 遠山 寛	

6. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合会計管理者 船曳 覚  
にしはりま環境事務組合事務局長 梶生 隆弘  
同次長 北川 満  
同局長補佐兼業務係長 前川 健治  
同局長補佐兼企画調整係長 東口 和弘  
同総務係長 秋久 一功

7. 関係市町主管課長

姫路市環境局美化部リサイクル推進課長 井上 泰利  
たつの市市民生活部環境課長 連佛 忠司  
宍粟市市民生活部環境課長 富田 健次  
上郡町住民課長 松本 賢一  
佐用町住民課長 岡本 隆文

## 8. 議事日程

- 1 議長あいさつ
- 2 管理者あいさつ
- 3 開会宣告
- 4 議事日程
  - 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙について
  - 第5 認定第1号 平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入決算の認定について
  - 第6 同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意について（識見を有する者）
- 5 閉会宣告
- 6 管理者あいさつ
- 7 議長あいさつ

### 議長あいさつ

○議長（橋本正行君） 定刻がまいりましたので、ただいまより8月定例会を開きます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕は、幾分涼しくなりましたが残暑なお厳しき折り、本日、第25回 にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、定例会前のご多忙中にも拘りませず、ご参集いただきありがとうございます。

さて、本日の定例会に提案されます案件は、選挙1件、認定1件、同意1件であります。

それでは、どうか慎重な審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

### 管理者あいさつ

○議長（橋本正行君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。  
庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 先ほどの全員協議会に続きましての定例議会になりますので、先ほど、それぞれ提案させていただきます議案については、予め説明をさせていただいておりますけれども、それぞれ慎重にご審議をいただきまして、適切、妥当な結論に導いていただきますようにどうぞよろしくお願いを申し上げます。

### 開会宣告

○議長（橋本正行君） 管理者のあいさつが終わりました。  
ただいまから、第25回にしましてははりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

### 日程第1 議席の指定

○議長（橋本正行君） 日程第1 議席の指定を行います。  
この度、姫路市・たつの市・佐用町の議会構成の変更等により、新たに組合議員として選出されました議員がおられますので、会議規則第4条第3項の規定により議席の指定を行いたいと思います。  
お諮りいたします。  
議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（橋本正行君） ご異議なしと認めます。よってお手元にお配りしました議席表のとおり指定いたします。

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（橋本正行君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定により議長より指名します。  
5番 飯田吉則 議員、8番 岸本義明 議員、以上両議員にお願いをいたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（橋本正行君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（橋本正行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

### 日程第4 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙について

○議長（橋本正行君） 日程第4 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙についてを議題とします。

本組合の副議長を務めておられました西岡正議員が佐用町議会構成の変更により、にしはりま環境事務組合議会運営協議会委員を代わられましたので、ただ今、副議長が不在となっております。

よって、副議長選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（橋本正行君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長による指名推薦で行うことに決定いたしました。

副議長に、石黒永嗣 議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました 石黒永嗣 議員を副議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（橋本正行君） ご異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました 石黒永嗣 議員が副議長に当選されました。新しく副議長に当選されました 石黒永嗣 議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により、当選の告知をいたします。石黒永嗣 議員には、就任のあいさつをお願いいたします。

○副議長（石黒永嗣君） 先ほどは、ご選出いただきましてありがとうございます。できる限り、橋本議長の補佐をしてまいりたいと思いますので、至らない点もあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（橋本正行君） ありがとうございます。

これで、副議長の選挙は終わりました。

#### 日程第5 認定第1号 平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（橋本正行君） 日程第5、認定第1号 平成25年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

認定第1号について提案者の説明を求めます。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長から説明をさせます。

○事務局長（梶生隆弘君） 認定第1号 平成25年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算についてご報告させていただきます。

ただ今、上程をいただきました、認定第1号 平成25年度 にしはりま環境事務組合 一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明させていただきます。

地方自治法第233条の3項の規定によりまして、にしはりま環境事務組合の決算審査意見書を添え、関係書類を提出し、議会の認定を賜りたいと存じますので十分ご審議をお願いいたします。それでは、お手元の第25回 にしはりま環境事務組合議会定例会提出議案 別紙資料の3ページから4ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。収入済額を朗読させていただきます。

1款 分担金及び負担金 5億9,610万8千円、2款 使用料及び手数料 6,728万5,440円、9款 繰越金 54万9,014円、10款 諸収入 4,964万0,981円でございます。歳入合計 収入済額 7億1,358万3,435円でございます。

次に、歳出5ページから6ページでございます。これにつきましても支出済額、不用額を朗読させていただきます。

1款 議会費 支出済額 57万2,876円、不用額 12万6,124円、2款 総務費 支出済

額 7,740万7,792円、不用額 363万9,208円、3款 衛生費 支出済額 4億9,033万1,007円、不用額 976万6,993円、8款 公債費 支出済額 1億2,390万2,382円、不用額 1,618円、10款 予備費 支出済額 0円、不用額 50万円でございます。歳出合計 支出済額 6億9,221万4,057円、不用額合計 1,403万3,943円でございます。

歳入歳出 差引額は 2,136万9,378円でございます。

次に、7ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入歳出差引額 2,136万9,378円。

5の実質収支額も同じく 2,136万9,378円でございます。

次に、8ページからの一般会計歳入歳出決算 事項別明細書をご覧くださいと思います。これにつきましても、主なものだけ説明させていただきます。

9ページから12ページの歳入でございますが、1款 分担金及び負担金につきましては、収入済額 5億9,610万8千円 この内訳につきましては、備考欄に各市町の負担金を記載しておりますのでご覧頂きたいと思います。2款 使用料及び手数料 6,728万5,440円、その内訳として1項 総務使用料 41,640円、2項 衛生手数料 67,243,800円、ごみ処理直接搬入等に係る手数料でございます。9款 繰越金は前年度繰越金で54万9,014円となっております。10款 諸収入の2項 雑入 4,957万5,734円の詳細につきましては、お手元の決算参考資料の、33ページに記載しておりますのでご覧頂きたいと思います。次に、13ページから14ページの歳出でございますが、1款 議会費につきましては、報酬及び議会事務運営費等にかかるものです。2款 総務費の1節報酬につきましては、環境保全委員会を2回、周辺地域連絡協議会を1回、開催したものでございます。11節の需用費におきましては、事務消耗品、光熱水費、燃料費等で288万8,032円でございます。13節の委託料は、備考欄にそれぞれ支出明細を記載しております委託料でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員8名分の人件費負担金6,261万2,390円が主な支出でございます。3款の衛生費13節の委託料につきまして、施設運転管理業務、環境影響調査に係る事後監視調査業務、焼却灰・飛灰等の運搬及び処理業務、不燃物残渣等の処理業務の委託料4億7,338万3,424円の詳細につきましては、お手元の決算参考資料、33ページに記載しておりますのでご覧頂きたいと思います。19節の負担金補助及び交付金につきましては、周辺整備事業に係る負担金として、起債償還額930万4,590円と工事費643万7,350円、合計1,574万1,940円を支出しております。これにつきましても、決算参考資料31ページに内容を記載しております。なお、この周辺整備事業につきましては、平成18年度

から着手しておりまして平成25年度末現在で概ね 件数ベースで82.1%の進捗状況でございます。8款の公債費につきましては、元金の償還が7,350万3,285円、利子の償還5,039万9,097円支出しております。借入の明細につきましては、決算参考資料の32ページに記載しております。

また、決算参考資料37ページに、年度別起債償還金一覧表を添付させていただきましたので、ご覧頂きたいと思っております。

次に21ページ、22ページの財産に関する調書でございますが、前年度からの土地及び建物の増減はなく、変更はございません。

以上をもちまして、平成25年度 にしはりま環境事務組合 一般会計の 歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

十分に審議いただきまして、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本正行君） 説明が終わりました。

審議に入る前に、監査委員により決算審査について報告を求めます。

岸本義明 監査委員。

○監査委員（岸本義明君） 監査報告を致します。去る7月17日にしはりまクリーンセンター会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算につき、監査をいたしました。提出を受けた証拠書類並びに関係諸帳簿と照合し、慎重に審査をいたしました結果、すべて適正に処理されているものと認めましたので、ご報告申し上げます。以上です。

○議長（橋本正行君） 決算審査の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長（橋本正行君） 岡前議員。

○7番（岡前治生君） 予め、発言通告書を送っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目でありますけれども資料のほうで、資源ごみの売払いが具体的にいくらになったかというふうなことがすべて書いてありまして、にしはりまのクリーンセンターのホームページのほうにも具体的にいくらで落札されたかと開札結果がすべて出ておりまして、見ましたところ、ここに書いておりますように、鉄くずでありますとか、電気コード、アルミなべ、ステンレス、これらについては、開札結果が掲載されておりました。他の開札結果で見ますと、10社を超えるような会社が参加している訳ではありますが、それらはなぜ開札結果がなかったのか、お示し頂きたいと思っております。それと、先ほど林議員がご質問された内容と同じような内容になりますけれども、実際の事業系のごみ処理手数料と資源ごみの売払収入が、それぞれ構成自治体ご

とに具体的にどのように還元されているのか、それぞれの具体的な資料の提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本正行君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局からご説明します。

○事務局長（梶生隆弘君） それでは、こちらのほうから説明させていただきます。入札につきましては、平成25年12月16日の第1回目、平成26年3月20日に第2回目の資源ごみの鉄くず、電気コード、アルミ・ステンレスの入札を行っております。開札の結果につきましては、第2回目の開札結果票を当組合のホームページの方に掲載をしておりますので、また、ご覧いただきましたと思います。売却額につきましては、先ほど、議員からご指摘のありましたように全部で2,800いくらという数字になろうかと思っております。

それから2点目の資源ごみの売払収入が構成市町の金額でいくらなのかという質問であったかと思っております。それにつきましては、ここの資料には今回つけておりませんが、一応、朗読をさせていただきますし、先ほど、林議員の方からそういう資料の提出を求められておりますので、また、改めてその資料は報告させていただきます。とりあえず、25年度の有価物の収入のすべての合計を報告させていただきます。

姫路市の安富町域の分が761,527円、たつの市の新宮町域の分が3,848,350円、それから宍粟市の分が10,688,884円、上郡町の分が5,151,111円、佐用町の分が7,651,509円で、合計金額が28,101,381円という形で決算書の雑入欄にあります鉄くずと紙の合計金額が2,800という数字、この金額であります。

それから入札につきましては、第1回目に管内で事業をされております業者により指名による競争入札を行いました。2回目におきましても、一般競争入札という形で入札を2回させていただいております。2回とも入札をしております。

○議長（橋本正行君） よろしいですか。

他に。 岡前議員。

○7番（岡前治生君） 私が見たところでは、鉄くずでありますとか、電気コード等先ほど言いましたところの開札結果がホームページには掲載されていなかった、また、帰って見てみますけれども、というのが私の調べた範囲内なんですけれども。では、ちゃんと入札されたということですね。それと合わせて、資源ごみの関係できちとした資料と、業者のごみ10kgあたり100円のごみ処理手数料についても、これもごみの量によって按分して負担金に反映されているその資料はありますか。

○議長（橋本正行君） 事務局。



○事務局長（梶生隆弘君） それぞれ有価物、一個一個入札をして、この金額がいくらくらという  
その合計金額をその品目ごとに按分をさせていただいておりますので、後日、資料は提出させて  
いただきます。

○7番（岡前治生君） 事業系ごみの手数料は。

○事務局長（梶生隆弘君） それは、すべて搬入した分全体というかたちでしか。事業系からこの分、  
家庭からこれだけと、そこまでの細かい資料は持ってありません。全体の数量だけというかたち  
で。

○管理者（庵途典章君） 議長。

○議長（橋本正行君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） ここでの各構成市町からの受入れは、すべて登録したそれぞれの収集業者そ  
れが搬入したごみを事業系であろうが、家庭ごみであろうが、可燃ごみや資源ごみなどでそこで  
集計しますから、収集された方がいくら事業者から何キロ受けたとか、何トン受けたとかいうこ  
とは関係なくて、ここで最終的にごみを量って、それで集計したもので最終的に各費用の分担割  
合を決めるというかたちをしておりますから、それは全て事業系であろうが、家庭系であろうが  
ごみの量というのは正確に量られているということでもあります。 以上。

○議長（橋本正行君） 岡前議員。

○7番（岡前治生君） 事業系のごみが、6, 700万円ほどの収入がありますよね。そのごみについ  
ても基本的には、構成町の搬入量によって按分して、その分についての負担金に反映させるとい  
う計算方法がとられているということではないのですか。今の管理者の説明でしたら、トータルの  
ごみ、家庭ごみも事業系ごみも合わせてトータルで各構成町のごみがどれだけ入ってきているか  
で按分をしていると言われたのですが、収集はあくまで各町ですということになりますと、私  
のところではかなり集団回収が進んでおりますから、資源ごみの搬入も当然少なくなってきてい  
ると思いますし、事業系のごみなどでも事業をされておるかたも、実際に集団回収に協力されて  
いただいているかたもありますので、当然、10kg100円で受け付けているごみについても、  
構成町ごとの按分で処理費用というのは使っていただかないといけないのかなと思いますけど。

○議長（橋本正行君） 暫時、休憩します。

〔休憩〕

○議長（橋本正行君） 再開します。管理者。

○管理者（庵途典章君） 今日、担当者のほうから説明いたします。

○局長補佐（東口和弘君） 失礼致します。まず、先ほどのご質問の趣旨ですが、それぞれの処理手数料をいただいておりますけれども、その分担金はどう反映されるかというご質問だと思います。この施設では、地域ごと市町ごとにすべて完了しておりますので、宋栗市の区域から出てきたごみの処理料については、そのまま全額100%が宋栗市の分の分担金で相殺されて入として受けられているということになります。その入につきましては、まず公営収集というのが主ですが、これは料金はいただいておりますのでそのままです。あとは一般の持込みの方と収集業者の持込みの方、有料の分です。その分がこちらでカウントされています。ですから、一般の持込みの方と、許可業者の持込みの方の分は、それぞれ何キロ持ち込まれていくら料金の方をいただいたかというのは、把握しております。

○議長（橋本正行君） 岡前議員。

○7番（岡前治生君） 結局、最初のほうで資料で言われていたのは、各町構成市町の分担金がどういふふうな計算式で最終的にこれだけになりましたと、本来はこれだけですが資源ごみの分をこれだけマイナスになって、事業系のごみ処理手数料がこれだけ入っているからマイナスになって、この決算額の負担金になりましたという構成市町の分がわかるようにしていただけると、大変分かり易い。私たちの議会の報告会が終わったところですが、皆さん資源ごみを実際出されて、それはどういふふうに使われているのだということ、すごく関心を持っておられるんですね。ですから、そういうことをきちっと説明を返す必要がありますので、そういう中でお願いしたいと思います。

○議長（橋本正行君） 事務局。

○事務局係長（東口和弘君） 失礼致します。処理料の方につきましては、こちらの方で焼却とか処理を一括でしますので、その分についてはそれぞれの搬入量に応じて按分比によって処理料を分担していただくということになります。ですから、先ほどの処理料・手数料の歳入を差し引きしましたものから、処理費の方を按分した金額を減らすということになります。それぞれの資源物、それから可燃物・不燃物・粗大物すべて按分比を割り出しておりますので、先ほど局長の方から申しましたように、今後提出させていただきます一覧表の中で分かる形にして、議員の皆さんにまたお配りをさせていただけるかと思っております。以上でございます。

○議長（橋本正行君） よろしいですか。

○7番（岡前治生君） はい。

○議長（橋本正行君） 他にありませんか。 林議員。

○6番（林 克治君） 資料の27ページの一番上の使用料で、自動販売機設置の4台で10,410円となっておりますが、この積算根拠と書いてありますがこの算定10,410円をどういうこと

で算定をされたのかということと、その下の10番雑入のところ上から2番目の草刈請負業者が220万余り納入しておりますけど、草刈作業に伴う搬入分ということで、草刈を業者が請け負った場合は、産廃になるのではないのですか。それで、産廃も受け入れるという話しになっているのかということをお尋ねします。それから、これは間違いだと思いますが、資料21の財産に関する調書、土地の『チセキ』と書いてありますが、このチセキではないと思います。あえて間違えておられてると思います。以上です。

○議長（橋本正行君） 暫時、休憩します。

〔休憩〕

○議長（橋本正行君） 再開します。事務局。

○事務局長（梶生隆弘君） 失礼します。草の搬入ということで質問等があったと思いますが、これにつきましては新宮地域の河川の草刈費用という形で、その刈草の処理費用を収集事業者さんからいただいている形になります。例えば道路を作るとか、砂防ダムを作るとかという建設事業に係る草の量では無しに、通常、河川からの・・・通常、草刈をされた分が一般廃棄物という形で定義されております。ですから、今回は新宮地域の揖保川沿いから出てきた刈草を一旦ここで受入処理させていただいて、また違うところで処理をしていただいたという形で、今回ここで刈草処理料という形でいただいております。それから、自販機設置の1万いくらかという形になると思うのですが、これは使用料条例に書いてある数値を計算させていただいて、それぞれ日立造船の方から1台あたりいくらかという形でいただいております。あと、もう一つの質問が・・・。

○6番（林 克治君） 質問ではなかったのですが、チセキの文字が間違えているということです。

○事務局長（梶生隆弘君） 文字の方はこちらのほうが誤っているみたいで、訂正させていただきます。

○議長（橋本正行君） 林議員。

○6番（林 克治君） 使用料条例に決められているのですね、自動販売機設置。これは電気を使うので電気代相当をもらわないといけないと思うのですが。電気代より使用料のほうが少ないと思います。10,410円。もう一度、自動販売機ごとに消費電力量を書いてあると思います。ここは、売電しているので売電の金額をかけてもらったらいいと思いますが、条例で決めているからとそれはいいとしても、実態に応じた金額をいただくべきではないかと思います。それと、草刈のがもう一つ理解できないのですが、私は、皆さん、理解できたかどうかわかりませんが、普通、請負業者が受けたら産廃になると聞いていますが、それが一般廃棄物になるんですかね。

○議長（橋本正行君） 事務局。

○事務局長（梶生隆弘君） すべてが産業廃棄物というかたちではございません。ただ、事業から出てくる分については、建設請負業さんから出てくる分については産業廃棄物ということで、刈草等は産業廃棄物ということになると思うんですが、公共機関発注で市の発注による草刈業務、こういうものにつきましては、定義上一般廃棄物という形で従来、市の方で受けておられますので、今回たつの市さんの分につきましては、こういった形で受けさせていただいております。

○議長（橋本正行君） 6番。林議員。

○6番（林 克治君） それは、おかしいと思います。ほとんどの国や県や市が発注して草刈をさせているので、それでしたらたつの市さんの方からしか搬入されていませんが、それでしたらね、他の市町も持ってくると思います。そのところ、また管理者や副管理者で役員会で詰めておいてほしいと思います。以上です。

○議長（橋本正行君） 管理者。

○管理者（庵逄典章君） この取り扱いについては、できるかどうかという議論はしておりますが、実際はここで処理しているのではなくて、ここに一旦受け入れて処理するところで処理していただいているという形であります。こういう取り扱いの仕方がいいのかどうか、もう一度また十分に法律の面からも含めて協議をさせていただきます。

○議長（橋本正行君） はい。他にありませんか。

○議長（橋本正行君） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（橋本正行君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

○議長（橋本正行君） 賛成討論なしと認めます。

○議長（橋本正行君） これで討論を終結いたします。

○議長（橋本正行君） これより、認定第1号について、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

認定第1号について、認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（橋本正行君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

#### 日程第6 同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意について

○議長（橋本正行君） 日程第6同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意についてを議題と致します。

同意第1号に対する提案者の説明を求めます。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長から説明をさせます。

○事務局長（梶生隆弘君） 失礼致します。同意第1号、監査委員の選任同意についてご説明いたします。ただ今、上程いただきました、同意1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任につき、同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、見識を有する前代表監査委員の松岡義人委員が、平成26年3月26日死亡により、自動失職となっており、その後任を選任するものであります。同意をお願いいたします方は、赤穂郡上郡町落地724番地に在住の西後竹則氏で、生年月日は、昭和25年6月30日、満64歳でございます。

西後氏は、人格高潔にして卓越した見識をお持ちであり、経歴等は裏面に記載のとおりであります。監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。慎重審議を賜り原案のとおり、ご同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（橋本正行君） 説明が終わりました。

人事案件のため、質疑を省略しこれより同意第1号について採決を行います。

同意第1号について、同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（橋本正行君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定致しました。

## 閉会宣言

○議長（橋本正行君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

第25回 にしほりま環境事務組合議会定例会を閉会します。

## 管理者あいさつ

○議長（橋本正行君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） それでは、閉会にあたりまして一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

それぞれ提案させていただきました議案につきましては、認定、同意をいただきまして本当にありがとうございました。当初、協議会でも申し上げさせていただきましたが、当施設供用開始して、1年半が経過いたしました。施設の性能につきましては、設計以上の性能を発揮しております。周辺の皆さんにも環境面でも安心していただけるよう今後とも運用していきたいと考えております。ただ、先ほども色々ご質問がありましたけれども、この施設は各構成市町がそれぞれ分別・収集をして持ち込むという施設であります。1年半経っておりますけれど、未だ分別・収集の中で申し合わせ通りできていない部分が見受けられます。可燃物のところに大きな不燃物が投入されたり、例えばホイール付きのタイヤが投入されていたりと、そういうような例も出ておりますし、特に事業系のごみ等については、(可燃物の)中に不燃物が混入したまま搬入されるというような状況もあって、組合といたしましてもこの施設を安全にきちっとこれからも管理・運営していくためにも、収集される業者の方についても十分に指導していかないといけないということで、抜き打ち的な「展開検査」といいまして、搬入されたごみの検査をしております。そういう中で、違反事項があれば各構成市町にすぐに連絡させていただいて、それぞれが指導いただいて適切な搬入ができるようにしていただきたいということをお願いしております。どうしても施設の中でごみを焼いた後の残渣、灰の量ですね。今計画より少し数字が悪いというのは焼却した残りの出てきた灰の量が計画よりかは多いと。残渣、燃えないものが多いということは、可燃物の中に不燃物がかなり混じっているということでもあります。その点を改善できれば、ある意味ではすべて今のところは、パーフェクトであるというふうに考えております。この施設を適切に管理をしながら、長く効率よく運営していくことによって、住民サービスにも十分つながっていくというふうに思っておりますし、私達で構成しております市町に於いての財政面でも、軽減ができるということでもありますので、皆様のご支援とご理解をどうぞよろしくお願ひしたいと思います。もうこれですぐに9月定例議会も開催されると思っておりますけれども、いまだ天候も安定しません。季節の変わり目でもあります。健康に十分留意されまして、それぞれご活躍をされますようにご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご

あいさつにかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（橋本正行君） 管理者のあいさつが終わりました。

#### 議長あいさつ

○議長（橋本正行君） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重なる審議、適切なる結論をいただき、誠にありがとうございます。  
本日の議会審議を受けて今後とも組合として正副管理者が一致協力して円滑な施設運営ができますよう努力をお願いします。議員各位におかれましては、暑さ厳しい折りでございますが、健康には十分留意していただき、各構成市町の9月議会に向け、より一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。  
本日はご苦労様でした。

午後3時36分閉会